

墨田区告示第149号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり公金の徴収に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨 田 区 長 山 本 亨

記

- 1 委託の相手方
団 体 の 名 称 株式会社施設管理サービス
代 表 者 の 氏 名 代表取締役社長 小林 利章
事 務 所 の 所 在 地 墨田区本所三丁目15番2号

- 2 委託期間
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

- 3 委託年月日
令和8年4月1日

- 4 委託した公金事務
次に掲げる施設に係る使用料の徴収
 - ・墨田区立公園条例(昭和40年墨田区条例第18号)に定める有料施設のうち、
庭球場、野球場、競技場及び球技場
 - ・墨田区弓道場
 - ・墨田区営運動場
 - ・江戸川河川敷野球場